

監査の結果（平成 29 年 2 月 15 日決定分）

第 1 監査の概要

1 監査の趣旨

監査は、地方自治法第 199 条の規定に基づき、財務に関する事務及びその他の事務・事業が適正かつ効率的に行われているかどうかを主眼として実施した。

2 監査の実施方法

監査は、実地監査又は書面監査の方法により執行した。

実地監査は、監査委員が監査対象機関へ出向き、提出された監査資料を基に、平成 27 年度から監査日までの事務・事業の中から抽出の方法により、関係諸帳簿及び証拠書類との照合並びに関係者からの事情聴取等を行い、実施した。

また、書面監査は、提出された監査資料と証拠書類を突合するとともに、必要に応じて追加資料の提出を求める方法で実施した。

3 監査の結果等

監査の結果については、法令等に違反し又は不当であることが明らかであり、速やかに是正を求めるものを「指摘事項」として、また、業務の執行等において改善を求めるもの及び長期未納のうち改善を求める必要があるものを「改善を求める事項」として区分している。

このほか、業務の執行等において今後検討を要請するものは、「検討要請事項」として公表している。

4 監査対象機関

監査対象機関は、次表のとおり、県の機関が 2 機関、財政的援助団体が 8 機関である。

(1) 県の機関

	知事部局等	監査実施日	職員調査日	監査の方法	ページ
1	広島水道事務所	平成 28 年 12 月 21 日	平成 28 年 11 月 8 日	実地	3
2	水質管理センター	平成 28 年 12 月 21 日	平成 28 年 11 月 8 日	実地	5

(2) 財政的援助団体

	出資法人	監査実施日	職員調査日	監査の方法	ページ
3	公立大学法人県立広島大学	平成 28 年 11 月 29 日	平成 28 年 11 月 10 日、 11 日	実地	6
4	公益財団法人 暴力追放広島県民会議	平成 28 年 11 月 16 日	平成 28 年 10 月 26 日	実地	10

5	公益財団法人 広島県教育事業団	平成 28 年 11 月 24 日	平成 28 年 11 月 1 日	実地	12
6	公益財団法人 ひろしま国際センター	平成 28 年 12 月 21 日	平成 28 年 11 月 29 日, 30 日	実地	15
7	一般財団法人 広島県環境保全公社	平成 28 年 12 月 22 日	平成 28 年 12 月 2 日	実地	17
8	広島空港ビルディング 株式会社	平成 29 年 1 月 6 日	平成 28 年 12 月 7 日	実地	19
9	株式会社 ひろしま港湾管理センター	平成 29 年 1 月 13 日	平成 28 年 12 月 14 日, 15 日	実地	20

	指定管理者	監査実施日	職員調査日	監査の 方法	ページ
10	広島空港ビルディング・広 島エアポートホテル共同企 業体	平成 29 年 1 月 6 日	平成 28 年 12 月 7 日	実地	24

第2 監査の結果

監査の結果は、次のとおりである。

1 広島水道事務所

(1) 機関の概要

- ・ 主な業務 安芸灘地域及び広島都市圏の沿岸島しょ地域、賀茂・竹原地域5市5町への水道用水の供給
広島湾東部沿岸地域及び東広島地域への工業用水の供給
- ・ 所在地 広島市安芸区畑賀 2970 番地
- ・ 組織体制 5 課， 1 事業所
(総務課，維持管理課，建設課，瀬野川浄水課，戸坂取水課，沼田川事業所)
- ・ 職員数 57 人 (平成 28 年 4 月 1 日現在の常勤職員及び再任用職員の合計)
- ・ 主要事業実績 (平成 27 年度)

ア 広島水道用水供給事業

給 水 開 始	昭和 49 年 4 月
水 源	土師ダム (江の川分水)，高瀬堰 (太田川)，温井ダム
計 画 給 水 量	240,000 m ³ /日
現 有 施 設 能 力	233,000 m ³ /日
一 日 最 大 給 水 量 (実 績)	145,819 m ³ /日
一 日 平 均 給 水 量 (実 績)	121,122 m ³ /日
給 水 対 象	広島市，呉市，東広島市，竹原市，江田島市，海田町，大崎上島町，熊野町，坂町，府中町

イ 太田川東部工業用水道事業

給 水 開 始	昭和 40 年 4 月
水 源	太田川表流水
計 画 給 水 量	230,000 m ³ /日
現 有 施 設 能 力	230,000 m ³ /日
一 日 最 大 給 水 量 (実 績)	184,405 m ³ /日
一 日 平 均 給 水 量 (実 績)	168,589 m ³ /日
給 水 区 域	広島市，呉市，安芸郡 (海田町，府中町)

ウ 太田川東部工業用水道第2期事業

給 水 開 始	昭和 54 年 7 月
水 源	土師ダム (江の川分水)
計 画 給 水 量	93,000 m ³ /日
現 有 施 設 能 力	52,250 m ³ /日
一 日 最 大 給 水 量 (実 績)	34,096 m ³ /日
一 日 平 均 給 水 量 (実 績)	29,874 m ³ /日

給 水 区 域	広島市，呉市，安芸郡（海田町，府中町），東広島市
---------	--------------------------

(2) 監査の結果

特に指摘すべき事項はなかった。

2 水質管理センター

(1) 監査の概要

- ・ 主な業務 工業用水及び水道用水の水質に関する試験検査及び水質管理についての指導並びに水質課題の検討
- ・ 所在地 広島市安芸区畑賀 2970 番地
- ・ 組織体制 2 課（総務課，水質管理課）
- ・ 職員数 5 人（平成 28 年 4 月 1 日現在の常勤職員数で兼務職員を除く。）
- ・ 主要事業実績（平成 27 年度）

ア 水質に関する試験検査（検査機関に委託）

区 分	内 容
浄水場関係	
水道用水	原水 2 箇所，浄水池等 5 箇所，末端分水点 4 箇所
工業用水	沈でん池 3 箇所
臨時水質検査	水道施設を新設，増設又は改造した場合に実施（平成 27 年度 1 箇所）

イ 水質汚濁事故，水質関係災害及び水質異常事案発生時の情報収集及び現場調査

ウ 水質課題の検討

かび臭の問題，緩速ろ過池の適正な運用管理，水処理工程で管理可能な項目にかかる問題，水道施設の老朽化，水質異常に伴う問題，送水量の減少に伴う問題

(2) 監査の結果

特に指摘すべき事項はなかった。

3 公立大学法人県立広島大学

(1) 監査の概要

ア 法人の概要

- ・ 設立目的 地域に貢献する知の創造，応用及び蓄積を図る知的活動の拠点として，主体的に考え，行動し，地域社会で活躍できる実践力のある人材を育成するとともに，地域に根ざした高度な研究を行い，もって地域社会の発展に寄与する。
- ・ 住 所 広島市南区宇品東一丁目1番71号
- ・ 代表者 理事長（学長） 中村 健一
- ・ 設 立 平成19年4月1日
- ・ 役員（平成28年10月31日現在）
役員8人（うち常勤4人）
- ・ 主な業務 学校教育法に基づく大学及び大学院の管理運営
- ・ 各キャンパスの所在地及び設置学部等

区 分	所在地	設置学部等
広島キャンパス	広島市南区宇品東一丁目1番71号	人間文化学部，経営情報学部，総合学術研究科（人間文化学専攻・経営情報学専攻），経営管理研究科，総合教育センター，学術情報センター，地域連携センター
庄原キャンパス	庄原市七塚町562番地	生命環境学部，総合学術研究科（生命システム科学専攻），学術情報センター，地域連携センター，附属フィールド科学教育研究センター
三原キャンパス	三原市学園町1番1号	保健福祉学部，総合学術研究科（保健福祉学専攻），助産学専攻科，学術情報センター，地域連携センター，附属診療センター

- ・ 組織体制及び教職員数（平成28年5月1日現在）

区 分	組織体制	教職員数（単位：人）	
		教 員	事務職員
本部・広島キャンパス	総務課，財務課，経営企画室，教学課，学術情報課，地域連携センター	98	73
庄原キャンパス	総務課，教学課	49	23
三原キャンパス	総務課，教学課	101	31
計		248	127

（注）教員は各学部等に属し，学長を含む。事務職員には兼務役員を含み，臨時職員及び派遣職員を除く。

・ 学生数の状況（平成 28 年 5 月 1 日現在）

（単位：人）

区 分		定 員	在籍者
大学	人間文化学部	480	528
	経営情報学部	400	450
	生命環境学部	660	712
	保健福祉学部	765	789
	助産学専攻科	15	7
計		2,320	2,486
大学院	総合学術研究科 修士課程（博士課程前期）	140	144
	総合学術研究科 博士課程後期	15	21
	経営管理研究科	50	29
	計	205	194

イ 経営の状況

（単位：千円）

区 分	平成 27 年度
経常収益 A	5,645,837
経常費用 B	5,603,269
経常利益 C (A - B)	42,567
臨時利益 D	11,575
臨時損失 E	11,575
当期純利益 F (C + D - E)	42,567
目的積立金取崩額 G	57,240
当期総利益 H (F + G)	99,807
資産合計 I (J + K)	19,400,080
負債合計 J	3,321,643
純資産合計 K	16,078,437
(うち利益剰余金)	(951,949)

ウ 県の財政的援助の状況

(ア) 資本金 17,467,360,000 円のうち、17,467,360,000 円 (100.0%) を出資

(平成 28 年 3 月 31 日現在) (所管課 環境県民局大学教育振興担当)

(イ) 平成 27 年度公立大学法人県立広島大学運営費交付金を交付

(所管課 環境県民局学事課)

・ 交付額 3,637,007,797 円 (標準: 3,370,000,000 円, 特定: 267,007,797 円)

・ 根拠規程 地方独立行政法人法第 42 条, 公立大学法人県立広島大学運営費交付金交付要綱

・ 交付対象経費 大学の設置及び運営等の法人の定款で定める業務の財源に充てる経費

(ウ) 平成 27 年度公立大学法人県立広島大学施設整備費補助金を交付

(所管課 環境県民局学事課)

- ・ 交付額 105,246,000 円
- ・ 根拠規程 地方独立行政法人法第 42 条, 公立大学法人県立広島大学施設整備費補助金交付要綱
- ・ 補助対象経費 法人が定めた年度計画に基づく施設整備に要する経費で, 教育, 研究の用に供する施設等の工事に係る経費 (付随経費を含む。)

(エ) 平成 27 年度大学提案型モデルプロジェクト支援事業補助金を交付

(所管課 地域政策局国際課)

- ・ 交付額 927,926 円
- ・ 根拠規程 地方独立行政法人法第 42 条, 大学提案型モデルプロジェクト支援事業補助金交付要綱
- ・ 補助対象経費 新たな留学ルートの開拓 (日本語学校との連携等) に係る経費

(2) 監査の結果

【指摘事項】

ア 固定資産の処分について

次の固定資産について, (ア) 及び (イ) のとおり不適正な処分が行われていた。適正な事務処理に努められたい。(庄原キャンパス)

固定資産	パーソナルコンピュータ 2 台 アプリケーションソフト 1 本
------	------------------------------------

(ア) 研究費で購入した固定資産を処分する場合は, 資産管理者 (総務課長) の承認を得なければならないが, 資産管理者の承認を得ることなく, 使用者が処分していた。

根拠	公立大学法人県立広島大学物品管理規程第 5 条 公立大学法人県立広島大学固定資産管理規程第 6 条, 別表
----	--

(イ) パソコン等機密性の高い情報を記録した媒体を廃棄する場合は, 媒体全体の上書き消去等情報を復元できないように処理した上で廃棄しなければならないが, 大学として, 機密性の高い情報が記録されていたのかどうか, また, それが消去されたかどうかの確認をしていなかった。

根拠	県立広島大学情報セキュリティポリシー第 7 7-2
----	---------------------------

イ 固定資産の現物確認について

平成 27 年 11 月に固定資産の現物確認を行った際, 次の固定資産について所在不明であることが判明したが, 職員調査日においても所在が不明のままとなっていた。適正な事務処理に努められたい。(庄原キャンパス)

固定資産	蛍光偏光度測定システム ガスクロ臭気分析システム 超純水・純水製造システム レーザーヘッド
根拠	公立大学法人県立広島大学固定資産管理規程第 28 条

ウ 時間外勤務手当の支給割合について

平成 28 年 6 月の時間外勤務手当について、正規の勤務時間が割り振られた日以外の日の勤務の場合は、1 時間当たりの給与額に 135/100 の支給割合を乗じて支給することとなるが、125/100 の支給割合を乗じて支給している事例があった。適正な事務処理に努められたい。(広島キャンパス)

根 拠	公立大学法人県立広島大学職員給与規程第 21 条
-----	--------------------------

【検討要請事項】

ア 未使用タクシー券の取扱いについて

大学のタクシーの使用基準に基づき、三原キャンパスでは非常勤講師に対し、三原駅・三原キャンパス間の行き来のためタクシー券を交付し、受付簿及び使用簿により管理していたが、交付されたタクシー券のうち未使用分の取扱いに関する規定がなく、使用予定日から相当期間が経過したタクシー券が未回収のままとなっていた。

不正使用を防止するためにも、使用基準の見直しを含め、早期に回収することを検討していただきたい。(広島キャンパス、三原キャンパス)

イ 交際費について

職員等に係る慶弔費について、広島キャンパスでは雑費として、庄原キャンパスでは福利厚生費として計上しているが、いずれかの勘定科目に統一することを検討していただきたい。(広島キャンパス、庄原キャンパス)

ウ 知的財産権仮勘定について

特許等出願費用は、審査が終わるまで知的財産権仮勘定として資産に計上されることとなるが、平成 19 年度及び平成 20 年度に支出された出願費用については、平成 24 年 9 月 26 日付けで拒絶査定のお知らせがあり、その査定に対する不服審判請求がされておらず、特許として認められる可能性がなくなっていたことから、当該知的財産権仮勘定について、償却処理することを検討していただきたい。(広島キャンパス)

4 公益財団法人暴力追放広島県民会議

(1) 監査の概要

ア 法人の概要

- ・ 設立目的 県民全体の暴力団排除意識の高揚に資するとともに、あらゆる地域、職域において暴力団追放活動を徹底し、暴力団の存立基盤の除去、資金源の遮断及び環境の浄化等を推進することにより、暴力団員及び暴力団と密接な関係を有すると認められる者による不当な行為の防止及びこれによる被害の救済等を図り、もって安全で住みよい広島県の実現に寄与する。
- ・ 所在地 広島市中区基町 10 番 52 号
- ・ 代表者 理事長 森川 和彦
- ・ 設立 昭和 62 年 6 月 1 日
- ・ 役職員 役員 16 人（うち常勤 1 人）、職員 3 人（うち県派遣職員 1 人）
（平成 28 年 9 月末現在）
- ・ 主な事業 暴力団員による不当な行為を予防するための広報・啓発事業，暴力団員による不当な行為を予防するための救済及び監視・情報収集事業，暴力団員による不当な行為を予防するための事業所責任者に対する講習事業

イ 経営の状況

（単位：千円）

区分		平成 27 年度
経常収益	A	38,698
経常費用	B	32,929
当期経常増減額	C (A - B)	5,769
経常外収益	D	0
経常外費用	E	0
当期経常外増減額	F (D - E)	0
当期一般正味財産増減額	G (C + F)	5,769
当期指定正味財産増減額	H	94,102
当期正味財産増減額合計	I (G + H)	99,871
資産合計	J (K + N)	1,029,373
負債合計	K	10,568
指定正味財産	L	990,707
（うち、基本財産充当額）		984,207
一般正味財産	M	28,098
正味財産合計	N	1,018,805

ウ 県の財政的援助等の状況

基本財産 856,630,140 円のうち 710,000,000 円（82.9%）を出捐（平成 28 年 9 月 30 日現在）（所管課 警察本部刑事部捜査第四課）

(2) 監査の結果

【指摘事項】

固定資産の減価償却について

固定資産の減価償却について、公益財団法人暴力追放広島県民会議会計処理規則において、定率法により行わなければならないとされているところ、定額法により行っていた。適正な事務処理に努められたい。

根 拠	公益財団法人暴力追放広島県民会議会計処理規則第 23 条, 第 27 条
-----	--------------------------------------

5 公益財団法人広島県教育事業団

(1) 監査の概要

ア 法人の概要

- ・ 設立目的 スポーツ活動と健康・体力づくりの支援を通じてスポーツの普及・推進及び心身の健康の増進に寄与し、また埋蔵文化財の調査と研究を行い、文化財の活用及び保存意識の啓発を図り、県民の文化の振興に寄与するとともに、地域の活性化を図る事業を行い、地域社会の健全な発展に寄与することを目的とする。
- ・ 住 所 広島市西区観音新町二丁目 11 番 124 号
- ・ 代表者 理事長 大原 節雄
- ・ 設 立 昭和 47 年 4 月 1 日
- ・ 役職員（平成 28 年 9 月 30 日現在）
 役員 7 人（うち常勤 3 人）
 職員 43 人（県からの派遣職員 6 人を含む。）
- ・ 主な事業 スポーツ施設の管理運営
 スポーツの普及・推進及び心身の健康の増進に寄与する事業
 埋蔵文化財に関する調査・研究
 施設利用者サービス事業
 その他公益目的事業の推進に資する事業

イ 経営の状況

（単位：千円）

区 分	平成 27 年度
経常収益 A	937,554
経常費用 B	921,599
当期経常増減額 C (A - B)	15,955
経常外収益 D	8,571
経常外費用 E	—
当期経常外増減額 F (D - E)	8,571
当期一般正味財産増減額 G (C + F)	24,526
当期指定正味財産増減額 H	▲8,571
当期正味財産増減額合計 I (G + H)	15,955
資産合計 J (K + L + O)	564,192
負債合計 K	170,001
基金 L	—
指定正味財産 M	185,693
(うち基本財産充当額)	(20,000)
一般正味財産 N	208,499
正味財産合計 O (M + N)	394,191

注 端数調整により合計が一致しない場合がある。

ウ 県の財政的援助等の状況

(ア) 基本金 23,410,000 円のうち 20,000,000 円 (85.4%) を出捐 (平成 28 年 11 月 1 日現在)
(所管課 教育委員会事務局管理部総務課)

(イ) 公の施設の指定管理者 (監査対象分のみ記載)

広島県立総合体育館

- ・ 指定期間 平成 26 年 4 月 1 日～平成 31 年 3 月 31 日
- ・ 指定期間に係る管理費用の上限額 674,303,000 円
(うち、平成 27 年度管理費用 140,800,000 円)
- ・ 所管課 教育委員会事務局教育部スポーツ振興課
- ・ 利用状況 (平成 27 年度)

利用料金収入	利用者数		
	大アリーナ	小アリーナ	武道場
487,877,640 円	1,180,221 人	279,431 人	247,599 人
	弓道場	プール	トレーニングルーム
	60,432 人	50,099 人	98,755 人
	健康・体カサポートセンター	会議室	合 計
	2,554 人	90,920 人	2,010,011 人

(ウ) 平成 27 年度広島県スポーツ会館管理運営費補助金を交付

(所管課 教育委員会事務局教育部スポーツ振興課)

- ・ 補助額 1,250,000 円 (総事業費 19,096,585 円, 補助対象経費 1,250,000 円)
- ・ 交付の目的 アマチュアスポーツの振興, 中・高校生の競技力向上, 県総合グラウンドの利用促進を図る。
- ・ 補助対象経費 スポーツ会館運営に係る人件費, 施設管理費

(2) 監査の結果

【指摘事項】

ア 会計事務について

会計事務について、次のとおり不適正なものがあつた。適正な事務処理に努められたい。

(ア) 定款に掲げられた事業目的のため継続的に使用されているスポーツ会館に係る固定資産受贈益は、経常収益区分に計上すべきところ、経常外収益区分に計上されていた。

根 拠	公益法人会計基準注解 (注 15) なお書き 公益法人会計基準に関する実務指針 (日本公認会計士協会 平成 28 年 3 月 22 日 改正平成 28 年 12 月 22 日) Q23
-----	---

(イ) 県派遣職員・賃金職員以外の職員に業績手当が支給されているが、引当金の計上要件を満たしているにもかかわらず、賞与引当金を計上していなかった。

根 拠	企業会計原則 注解 18
-----	--------------

イ バス回数券の管理について

バス回数券が金庫内に保管されていたが、出納簿等による管理が行われていなかった。適正な事務処理に努められたい。

6 公益財団法人ひろしま国際センター

(1) 監査の概要

ア 法人の概要

- ・ 設立目的 広島県における国際化の進展に適切に対処し、県民と諸外国国民との積極的な交流を推進し、国際理解の増進と友好親善の促進を図ることにより、世界の平和と繁栄のために貢献する広島づくりに寄与する。
- ・ 住 所 [交流部] 広島市中区中町8番18号 広島クリスタルプラザ6階
[研修部] 東広島市鏡山三丁目3番1号 ひろしま国際プラザ内
- ・ 代表者 会 長 森信 秀樹
- ・ 設 立 平成元年1月11日
- ・ 役職員 (平成28年11月30日現在)
役員 20人 (うち常勤2人)
職員 51人 (非常勤職員を含む)
- ・ 主な事業 [交流部]
多文化共生社会支援事業、平和貢献推進・国際人材育成事業、留学生支援事業
[研修部]
国際協力研修事業、地域の国際化推進事業、ひろしま国際プラザ施設管理運営事業

イ 経営の状況

(単位：千円)

区 分	平成27年度
経常収益 A	439,256
経常費用 B	445,822
当期経常増減額 C (A-B)	▲6,566
経常外収益 D	2,811
経常外費用 E	0
当期経常外増減額 F (D-E)	2,811
当期一般正味財産増減額 G (C+F)	▲3,755
当期指定正味財産増減額 H	▲2,811
当期正味財産増減額合計 I (G+H)	▲6,566
資産合計 J (K+N)	1,221,114
負債合計 K	28,399
指定正味財産 L	1,024,340
(うち基本財産充当額)	(997,242)
一般正味財産 M	168,375
(うち基本財産充当額)	(2,758)
正味財産合計 N	1,192,715

注 端数調整により合計が一致しない場合がある。

ウ 県の財政的援助等の状況

(ア) 基本金 1,000,000,000 円のうち、747,618,007 円 (74.8%) を出捐 (平成 28 年 11 月 30 日現在)

(所管課 地域政策局国際課)

(イ) 公の施設の指定管理者

- ・施設名 県立広島国際協力センター
- ・指定期間 平成 26 年 4 月 1 日～平成 31 年 3 月 31 日
- ・指定期間に係る管理費用の上限額 827,619,425 円
(うち、平成 27 年度管理費用 165,523,885 円)
- ・所管課 地域政策局国際課
- ・利用状況

年 度	研修室	宿泊室	情報センター・図書室
平成 27 年度	917 日	11,407 人泊	6,668 人

注 研修室はクッキング交流室を含む 13 室、宿泊室は 73 室 (JICA 中国国際センターを除く。)の利用状況である。

(ウ) 平成 27 年度公益財団法人ひろしま国際センター支援事業補助金を交付

(所管課 地域政策局国際課)

- ・補助額 31,840,311 円 (事業費 32,385,363 円, 補助対象経費 31,840,311 円)
- ・交付の目的 国際交流を円滑に進めるための施設の確保及び公益財団法人ひろしま国際センターの円滑な事業運営を確保する。
- ・補助対象経費 事務所の賃借料・共益費等, 嘱託員給与費等

(エ) 平成 27 年度広島の魅力発信強化事業補助金を交付

(所管課 地域政策局国際課)

- ・補助額 944,199 円 (事業費 944,199 円, 補助対象経費 944,199 円)
- ・交付の目的 留学生から見た広島留学の魅力に係る国内外への情報発信を充実するため、「ひろしま留学大使」を任命し、広島の魅力発信の強化を行う。
- ・補助対象経費 留学生 (ひろしま留学大使) の活動旅費, Facebook 投稿謝金, イベント視察費用等

(2) 監査の結果

特に指摘すべき事項はなかった。

7 一般財団法人広島県環境保全公社

(1) 監査の概要

ア 法人の概要

- ・ 設立目的 広島県内から発生する廃棄物を安全かつ適正に処理することにより、自然と生活環境の保全を図る。
- ・ 住 所 広島市中区中町8番18号
- ・ 代表者 理事長 中山 雅文
- ・ 設 立 昭和57年4月1日
- ・ 役職員 (平成28年10月31日現在)
 役員 13人 (うち常勤3人)
 職員 23人 (うち2人は役員兼務)
- ・ 主な事業 箕島地区産業廃棄物等処理, 出島地区廃棄物等埋立処分, 普及啓発, 調査研究助成

イ 経営の状況

(単位：千円)

区 分		平成27年度
経常収益	A	510,599
経常費用	B	1,012,745
当期経常増減額	C (A - B)	▲502,146
経常外収益	D	0
経常外費用	E	20,357
当期経常外増減額	F (D - E)	▲20,357
当期一般正味財産増減額	G (C + F)	▲522,503
当期指定正味財産増減額	H	0
当期正味財産増減額合計	I (G + H)	▲522,503
資産合計	J (K + N)	4,641,333
負債合計	K	152,662
指定正味財産	L	300,000
(うち, 基本財産充当額)		300,000
一般正味財産	M	4,188,671
正味財産合計	N (L + M)	4,488,671

ウ 県の財政的援助等の状況

基本財産 300,000,000 円のうち 250,000,000 円 (83.3%) を出捐 (平成28年10月31日現在) (所管課 環境県民局産業廃棄物対策課)

(2) 監査の結果

【指摘事項】

財務諸表の記載について

貸借対照表及び財務諸表に対する注記において、特定資産のうち負債に対応する額を、誤つ

て一般正味財産からの充当額と記載していた。適正な事務処理に努められたい。

根 拠	公益法人会計基準 第2 貸借対照表の区分 2 第5 財務諸表の注記(5)
-----	---

【検討要請事項】

出島地区廃棄物処分場については、受入期間に制限があり、また、箕島地区廃棄物処分場については残余年数が少なくなっていることから、将来的に県内の管理型処分場の不足が懸念される。については、産業廃棄物の適正処理に支障をきたさないよう、県所管課と早期の対応方針の決定に向けて、検討していただきたい。

8 広島空港ビルディング株式会社

(1) 監査の概要

ア 法人の概要

- ・ 設立目的 広島空港ターミナルビル の管理運営
- ・ 所在地 三原市本郷町善入寺 64 番 31
- ・ 代表者 代表取締役社長 山本 健一
- ・ 設立 昭和 36 年 4 月 17 日
- ・ 役職員 役員 11 人 (うち常勤 6 人), 社員 36 人
(平成 28 年 10 月末現在)
- ・ 主な事業 広島空港ターミナルビルにおける貸室業, 物品販売
広島空港を利用する航空事業者, 航空旅客, 貨物に対する役務の提供
ホテル業, 広島県立中央森林公園 (フォレストヒルズガーデン地区) の管理

イ 経営の状況

(単位: 千円)

区 分	平成 27 年度
売上高 A	2,373,394
売上原価 B	408,760
販売費及び一般管理費 C	1,525,892
営業利益 D (A - B - C)	438,741
営業外収益 E	7,882
営業外費用 F	11,822
経常損益 G (D + E - F)	434,801
特別利益 H	0
特別損失 I	32,367
税引前当期純利益 J (G + H - I)	402,433
当期純損益	266,848
資産合計 K (L + M)	8,986,041
負債合計 L	1,352,931
純資産合計 M	7,633,110
内 訳	
(資本金)	3,501,000
(資本剰余金)	1,626,400
(利益剰余金)	2,505,710

ウ 県の財政的援助等の状況

資本金 3,501,000,000 円のうち 1,372,400,000 円 (39.2%) を出資 (平成 28 年 10 月 31 日現在) (所管課 土木建築局空港振興課)

(2) 監査の結果

特に指摘すべき事項はなかった。

9 株式会社ひろしま港湾管理センター

(1) 監査の概要

ア 法人の概要

- ・ 設立目的 港湾施設及び漁港施設の管理運営，港湾施設・漁港施設・建物等の保守等の維持管理，舟艇の賃貸・保管及びメンテナンスなどの業務を営むことを目的とする。
- ・ 住 所 広島市南区宇品海岸一丁目 13 番 13 号
- ・ 代表者 代表取締役社長 松本 幸之
- ・ 設 立 平成 2 年 4 月 2 日
(平成 13 年 1 月 26 日広島湾海洋開発株式会社から商号変更)
- ・ 役職員 (平成 28 年 10 月末日現在)
役員 15 人 (うち常勤 6 人)
職員 34 人 (うち県派遣職員 3 人)
- ・ 主な事業 港湾施設，漁港施設，マリーナ施設の管理運営 (指定管理者) 等

イ 経営の状況

(単位：千円)

区 分	平成 27 年度
売上高 A	1,547,629
売上原価 B	1,265,578
販売費及び一般管理費 C	183,722
営業利益 D (A - B - C)	98,328
営業外収益 E	5,508
営業外費用 F	48,826
経常利益 G (D + E - F)	55,009
特別利益 H	0
特別損失 (固定資産除却損) I	0
税引前当期純利益 J (G + H - I)	55,009
法人税，住民税及び事業税 K	17,696
当期純利益 (J - K)	37,312
資産合計 L (M + N)	2,731,666
負債合計 M	1,531,350
純資産合計 N	1,200,315
(資本金)	(1,000,000)
(利益剰余金)	(200,315)

注 端数調整により合計が一致しない場合がある。

ウ 県の財政的援助等の状況

- (ア) 資本金 1,000,000,000 円のうち 510,000,000 円 (51%) を出資
(所管課 土木建築局港湾振興課)

(イ) 公の施設の指定管理者

a 施設名 一般港湾施設

- ・指定期間 平成 26 年 4 月 1 日～平成 31 年 3 月 31 日
- ・指定期間に係る管理費用の上限額 3,209,746,000 円
(うち、平成 28 年度管理費用 830,157,000 円)
- ・所管課 土木建築局港湾振興課
- ・利用状況 (平成 28 年 10 月末現在)

区 分	請求件数 (件)
入港	4,233
係留	5,425
荷役機械	118
荷捌地	704
上屋	435
野積場	838
水面貯木場	26
給水	605
港湾施設用地	80
PBS (フレックヤードスポット)	—
港湾環境施設	15
港湾管理施設	58
駐車場	147,819
旅客施設	0
目的外	1,226
その他	0
合 計	161,582

b 施設名 広島観音マリーナ

- ・指定期間 平成 26 年 4 月 1 日～平成 28 年 3 月 31 日
平成 28 年 4 月 1 日～平成 38 年 3 月 31 日
- ・指定期間に係る管理費用の上限額 利用料金制のため設定なし
- ・所管課 土木建築局港湾振興課
- ・利用状況 (平成 28 年 10 月末現在)

区 分	収容能力 (隻)	利用数 (隻)	収容率 (%)
海上保管	255	55	21.6
陸上保管	112	83	74.1
ディングー (陸上)	210	139	66.2
合 計	577	277	48.0
ビジター	—	307	—

注) ディングーは、ジュニア用を除く。

c 施設名 広島地域マリーナ施設

- ・指定期間 平成 26 年 4 月 1 日～平成 28 年 3 月 31 日（五日市漁港 F A）
平成 26 年 4 月 1 日～平成 28 年 3 月 31 日（ボートパーク施設等）
平成 28 年 4 月 1 日～平成 38 年 3 月 31 日
- ・指定期間に係る管理費用の上限額 利用料金制のため設定なし
- ・所管課 土木建築局港湾振興課
- ・利用状況（平成 28 年 10 月末現在）

○五日市漁港フィッシャリーナ

区 分	収容能力 (隻)	利用数 (隻)	収容率 (%)
海上保管	536	92	17.2
陸上保管	167	104	62.3
合 計	703	196	27.9
ビジター	—	269	—

○廿日市ボートパーク

区 分	収容能力 (隻)	利用数 (隻)	収容率 (%)
海上保管	575	497	86.4

○五日市プレジャーボートスポット

区 分	収容能力 (隻)	利用数 (隻)	収容率 (%)
海上保管	69	32	46.4

○坂プレジャーボートスポット

区 分	収容能力 (隻)	利用数 (隻)	収容率 (%)
海上保管	24	23	95.8

(2) 監査の結果

【指摘事項】

ア 工事請負契約における契約書について

次の工事請負契約において、経理規程及び建設工事等執行規程で定める契約書を作成していなかった。適切な事務処理に努められたい。

契約名	消防施設修繕（平成 27 年度） 宇品港旧旅客ターミナル待合室天井改修工事（平成 27 年度）
根 拠	経理規程（株式会社ひろしま港湾管理センター） 建設工事等執行規程（株式会社ひろしま港湾管理センター）

イ 工事請負契約における契約保証について

次の工事請負契約において、経理規程及び建設工事等執行規程で定める契約の履行に関

する保証を付けさせていなかった。適切な事務処理に努められたい。

契約名	消防施設修繕（平成 27 年度） 宇品港旧旅客ターミナル待合室天井改修工事（平成 27 年度）
根 拠	経理規程（株式会社ひろしま港湾管理センター） 建設工事等執行規程（株式会社ひろしま港湾管理センター）

ウ 委託契約における事務処理について

次の委託契約において、契約書に定める再委託の承諾を書面で行っていないものがあった。適正な事務処理に努められたい。

契約名	国際拠点港湾広島港 公園駐車場管理業務（平成 26～28 年度） 国際拠点港湾広島港外浮棧橋杭付着物撤去業務（平成 27 年度）
-----	---

【改善を求める事項】

内部統制の強化について

今回の監査において、工事契約の基本となる事項の指摘や改善済として監査調書に記載されていた前回監査時の指摘事項が改善されていないなど、会社内のコンプライアンスやチェック機能が十分に機能していない面が見受けられた。

株式会社ひろしま港湾管理センターにおいては、来年度から港湾運営会社として指定されることとなるが、港湾運営会社制度は、県が行政財産である港湾施設を長期的・一体的に貸し付ける制度であり、当然に、その運営に対しては、より一層の県民への説明責任や信頼性の確保が求められることから、今後、更なる内部統制の強化に向け、組織的な取組を徹底する必要がある。

【検討要請事項】

係留保管施設の利用率の向上について

株式会社ひろしま港湾管理センターでは、従前から、指定管理者として係留保管施設の利用率の向上に向け、様々な利用促進策に取り組んでいるところであるが、広島観音マリーナ及び五日市漁港フィッシャリーナについては、収容率が著しく少ない状況が長期的に継続している状況である。

広島港における放置艇の数を考慮すると、今後、従来の目標設定の考え方を見直すとともに、抜本的な改善策を検討する必要がある。

10 広島空港ビルディング・広島エアポートホテル共同企業体

(1) 監査の概要

ア 指定管理者の概要

- ・主な事業内容 広島県立中央森林公園（フォレストヒルズガーデン地区）の管理
- ・所在地 三原市本郷町善入寺 64 番 31
- ・代表者 広島空港ビルディング株式会社 代表取締役社長 山本 健一
- ・設立 平成 22 年 8 月 11 日

イ 公の施設の管理状況

- ・公の施設名 広島県立中央森林公園（フォレストヒルズガーデン地区）
- ・指定期間 平成 26 年 4 月 1 日から平成 31 年 3 月 31 日まで
- ・指定期間に係る管理費用の上限額 239,145,000 円
(うち、平成 27 年度管理費用 47,829,000 円)
- ・所管課 環境県民局自然環境課
- ・利用状況 施設利用者数 38,777 人（平成 27 年度）

(2) 監査の結果

特に指摘すべき事項はなかった。